

食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度における 暫定基準の設定(最終案)等に対する意見の結果

標記について、平成17年6月3日～平成17年8月2日までホームページを通じてご意見を募集したところ、たくさんの御意見をいただきました。

お寄せいただいた主な御意見とそれらに対する当省の考え方について、別添のとおり取りまとめましたのでご報告いたします。なお、取りまとめの都合上、いただいた御意見のうち同内容のものは適宜集約して掲載しております。

今回御意見をお寄せいただきました方々のご協力に厚く御礼申し上げます。

照会先: 厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課、残留農薬係・乳肉水産基準係
(内線 2487、2489)